

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特定保健指導及び非肥満保健指導対象者の健康診査結果に係る印刷システムの開発について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：健康部健康推進課健診係）

事業の概要

事業名	特定保健指導及び非肥満保健指導
担当課	健康推進課
目的	生活習慣病の発症や重症化を予防する。
対象者	40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者で特定健康診査を受診した者のうち、特定保健指導及び非肥満保健指導の対象となった者
事業内容	<p>【現行】</p> <p>平成20年度より、40歳以上74歳以下の区国民健康保険被保険者で、特定健康診査の結果からメタボリックシンドロームに該当し、又はそのリスクの高い受診者を対象に、生活習慣の改善及び生活習慣病の予防のための特定保健指導を医療保険者として行っている。</p> <p>特定保健指導の実施にあたり、国民健康保険団体連合会が開発した「特定健診等データ管理システム」を利用して特定保健指導の対象者（以下「特定保健指導対象者」という。）の判定を行った上で、ホストコンピュータに特定保健指導対象者のデータを取り込み、外字対応した「特定保健指導利用券発送システム（区独自開発）」を利用して「特定保健指導利用券」の印刷を区内で行っている（平成19年度第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会承認事項）。</p> <p>なお、過去に特定健康診査を受けた実績がある特定保健指導対象者については、「特定健診等データ管理システム」から当該特定保健指導対象者に係る過去3年間分の健康診査結果を「個別指導票」として印刷し、「特定保健指導利用券」と合わせて当該特定保健指導対象者に送付している。</p> <p>しかし、当該「個別指導票」は外字対応していないため、送付する特定保健指導対象者の氏名に外字が含まれている場合は、区職員による手書き対応となる。また、当該「個別指導票」の印字自体も不明瞭であることが多い。そのため、印字全体が不明確であり、送付を受けた特定保健指導対象者から改善を求める要望が多く寄せられている。</p> <p>さらに、「特定健診等データ管理システム」は、特定保健指導対象者に係る「個別指導票」のみ印刷することができずに止まっている。このため、平成25年度より区独自事業として実施する、特定保健指導に準じた「非肥満保健指導及び健康教育」の対象者（以下「非肥満保健指導対象者」という。）に係る「個別指導票」を「特定健診等データ管理システム」では、印刷することができない。</p> <p>【今後の対応】</p> <p>上記の現状を改善するため、特定保健指導対象者及び非肥満保健指導対象者に係る過去3年間分の健康診査結果（個別指導票）を印刷することができるシステム（外字対応可能）を区独自に開発し、特定保健指導及び非肥満保健指導を効率的に実施することとする。</p>

(概要図)		
	現 行	今後の対応
特定保健指導対象者	特定健診等データ管理システム ・ 特定保健指導対象者の判定 ・ 個別指導票の印刷	特定健診等データ管理システム ・ 特定保健指導対象者の判定
	特定保健指導利用券発送システム ・ 特定保健指導利用券の印刷	特定保健指導利用券発送システム ・ 特定保健指導利用券の印刷
	—	健康診査結果印刷システム (新規) ・ 個別指導票の印刷
非肥満保健指導対象者	—	非肥満保健指導対象者等判定及び 利用券等発送システム (新規) ・ 非肥満保健指導対象者等の判定 ・ 非肥満保健指導利用券及び健康教 育利用券の印刷 ・ 受診勧奨通知の宛名印字
	—	健康診査結果印刷システム (新規) ・ 個別指導票の印刷

※ データの取込み作業は、区職員が行う。

【健診結果印刷対象者数 (見込み)】

特定保健指導	積極的支援	930 人
特定保健指導	動機づけ支援	1,830 人
非肥満保健指導	40～64 歳	410 人
非肥満保健指導	65～74 歳	520 人
健康教育		2,850 人

件名 特定保健指導及び非肥満保健指導対象者の健康診査結果に係る印刷システムの開発について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	特定保健指導・非肥満保健指導
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 個人の範囲 40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者で、個別指導票の印刷時より過去3年間に特定健康診査を受診した者 記録項目 住所、氏名、生年月日、性別、年度末年齢、個人番号(住民番号)、保険証記号番号、受診券整理番号、受診日、健診結果、利用券整理番号、利用券種別(健康教育、非肥満保健指導、受診勧奨通知)、リスク(血圧、血糖、脂質において基準値を超えている場合、それぞれのカウント値)、判定結果番号(指導区分を示す番号)、保健指導区分 記録するコンピュータ ホストコンピュータ(情報政策課)
新規開発・追加・変更の理由	<ol style="list-style-type: none"> 「特定健診等データ管理システム」から印刷される「個別指導票」は、外字対応していないため、特定保健指導対象者の氏名に外字が含まれている場合は、区職員による手書き対応となり、事務が煩雑になっている。 「特定健診等データ管理システム」から印刷される「個別指導票」は、印字自体も不明瞭であることが多いため、印字全体が不明確であり、送付を受けた特定保健指導対象者から改善を求める要望が多く寄せられている。 「特定健診等データ管理システム」では、平成25年度より区独自事業として実施する「非肥満保健指導及び健康教育」の対象者に係る「個別指導票」を印刷することができない。
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 特定健診等標準システムから、特定健康診査の受診者データを当該年度及び過去2年分抽出し、情報政策課に提供する。 情報政策課において、当該新規システムを利用して、特定保健指導及び非肥満保健指導対象者の住民番号に基づいて当該年度及び過去2年分の健診結果を連結させ、健診結果印字用紙に印字する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成25年6月 プログラム開発開始予定</p> <p>平成25年7月 システム仮稼働予定</p> <p>平成25年8月 システム本稼働予定</p>